

神奈川県女性保護施設さつき寮条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第25号

神奈川県女性保護施設さつき寮条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県女性保護施設さつき寮条例施行規則（昭和39年神奈川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県女性自立支援施設条例施行規則

第1条中「神奈川県女性保護施設さつき寮条例」を「神奈川県女性自立支援施設条例」に改める。

第2条中「神奈川県女性保護施設さつき寮指定管理者指定申請書」を「神奈川県女性自立支援施設指定管理者指定申請書」に改める。

第4条第3号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第4号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「神奈川県女性保護施設さつき寮」を「神奈川県女性自立支援施設」に改める。

第5条中「神奈川県立女性相談所」を「神奈川県立女性相談支援センター」に、「相談所長」を「センター所長」に改める。

第6条中「神奈川県女性保護施設さつき寮」を「神奈川県女性自立支援施設」に、「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改める。

第7条第1項中「相談所長は、要保護女子をさつき寮に入所させようとする」を「センター所長は、困難な問題を抱える女性が女性自立支援施設に入所することが適当と判断した」に、「さつき寮の」を「女性自立支援施設の」に、「寮長」を「施設長」に改め、同条第2項中「寮長」を「施設長」に、「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改める。

第8条の見出しを「(支援の方法)」に改め、同条中「寮長は、さつき寮に入所した者」を「施設長は、入所者及びその同伴する児童」に、「入所者」を「入所者等」に、「処遇上又は一身上の問題につき」を「支援を行うに当たって」に、「指導上」を「支援のため」に改める。

第9条及び第10条中「入所者」を「入所者等」に、「寮長」を「施設長」に改める。

第11条第1項中「寮長は、入所者」を「施設長は、入所者等」に、「相談所長」を「センター所長」に改め、同条第2項中「相談所長」を「センター所長」に改める。

第12条中「寮長は、さつき寮」を「施設長は、女性自立支援施設」に改める。

第13条第1項中「寮長」を「施設長」に改め、同条第2項中「寮長」を「施設長」に改め、同項第1号中「入所者の処遇」を「入所者等への支援」に、「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改め、同項第2号中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改める。

第1号様式中「神奈川県女性保護施設さつき寮指定管理者指定申請書」を「神奈川県女性自立支援施設指定管理者指定申請書」に、「神奈川県女性保護施設さつき寮条例」を「神奈川県女性自立支援施設条例」に改める。

第2号様式(第1面)中「女性保護施設さつき寮」を「女性自立支援施設」に改め、同様式(第2面)中「寮長」を「施設長」に、「指導員」を「支援員」に、

「

健康		知能程度	
疾病		性格	
特技		その他	

を

」

「

身体の状況	
精神の状況	
その他	

に改め、

」

同様式(第3面)中「指導経過」を「支援経過」に、「記事」を「内容」に改め、同様式

(第4面) 中「記事」を「内容」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。